（事業主の方へ）

公正な採用選考のポイント

（ 就職差別につながるおそれのある14 事項）

ご注意ください！

新型コロナワクチン接種を採用条件とする場合、求人者の業種、採用職種とワクチン接種の関連性について、合理的理由があるかどうかについて、求人者において十分に判断し、その理由を応募者にあらかじめ示して募集を行うか、採用選考時に説明していただきますようにお願いします。

注：ワクチン接種については本人の自由であるため、何の説明もなくワクチン接種の有無を確認することは、不適切な事象となり得る場合があります。

公正な採用選考をお願いします

応募者の基本的人権を尊重し、適性・能力のみを基準とした「公正な採用選考」を実施していただく必要があります。選考にあたっては、本人に責任のない事柄、本来自由であるべきものについては、聞かないことが大切です。

採用選考の実施にあたっては次の１～３に留意していただきますようお願いします。

1　面接時の質問・作文等の実施に当たっては、下記の就職差別につながるおそれのある１４事項について「聞かない・書かせない・調べない」ようにすること。

2　面接時の質問内容・作文のテーマはあらかじめ十分検討のうえ、事前に準備をしておいていただくこと。

3　事業主の方以下、選考担当者全員で事前に準備した質問・テーマ以外のことを「聞かない・書かせない・調べない」よう意思統一のうえで、採用選考に臨んでいただくこと。

※面接選考だけでなく、職場見学等の場面で、今後応募者となり得る者に対しても同様です。

就職差別につながるおそれのある１４事項

【本人に責任のない事項の把握】
①「本籍・出生地」に関すること
②「家族」に関すること（職業・続柄・健康・病歴・地位・学歴・収入・資産など）
③「住宅状況」に関すること（間取り・部屋数・住宅の種類・近隣の施設など）
④「生活環境・家庭環境など」に関すること
【本来自由であるべき事項（思想・信条にかかわること）の把握】
⑤「宗教」に関すること
⑥「支持政党」に関すること
⑦「人生観・生活信条など」に関すること
⑧「尊敬する人物」に関すること
⑨「思想」に関すること
⑩「労働組合（加入状況や活動歴など）」、「学生運動など社会運動」に関すること
⑪「購読新聞・雑誌・愛読書など」に関すること
【採用選考の方法】
⑫「身元調査など」の実施
⑬本人の適性・能力に関係ない事項を含んだ応募書類の使用（いわゆる社用紙やエントリーシート）
⑭「合理的・客観的に必要性が認められない採用選考時の健康診断」の実施

島根労働局・ハローワーク